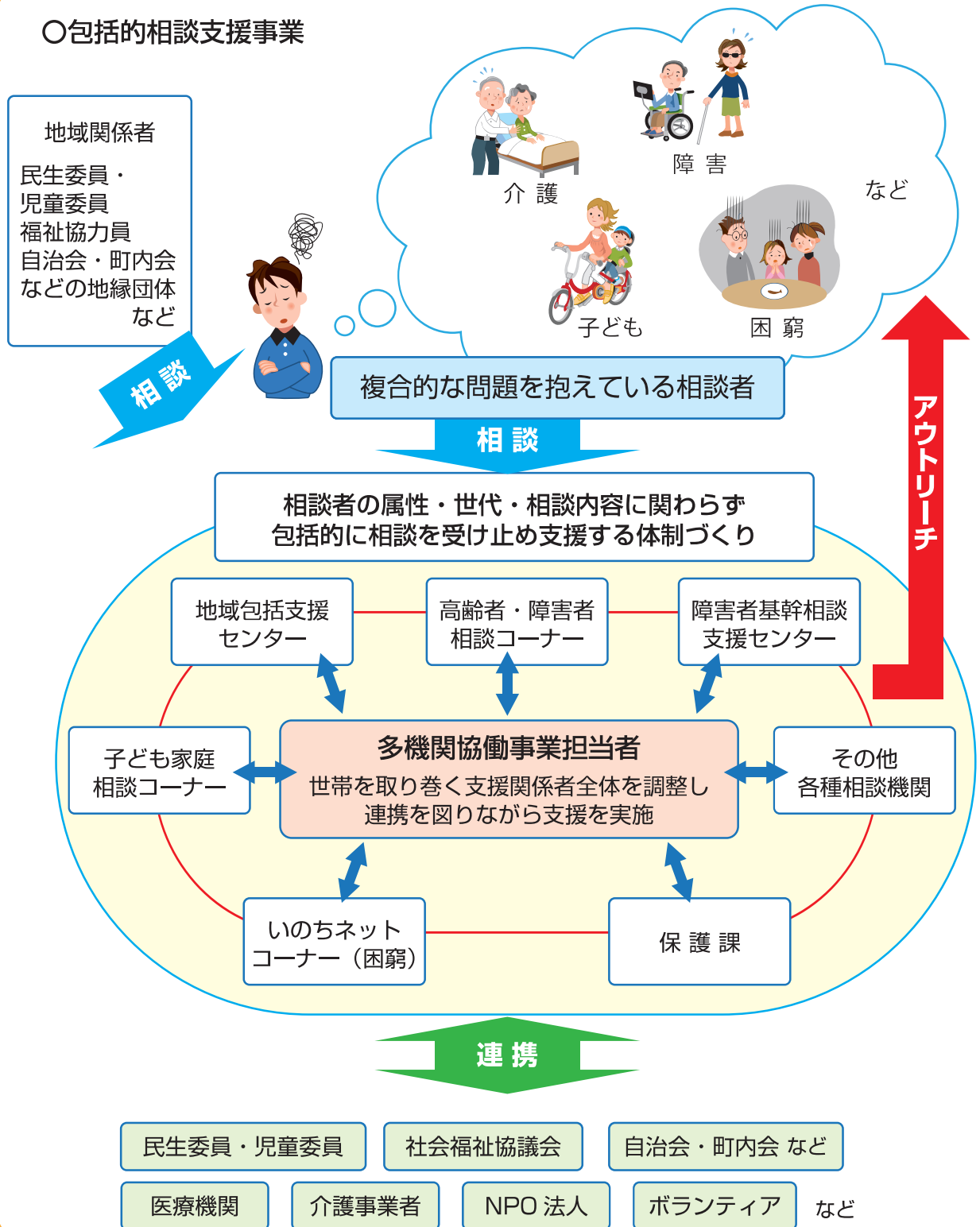


本市の重層的支援体制整備事業 イメージ図

○包括的相談支援事業



○参加支援事業

既存の制度や取組みでは対応できない「狭間のニーズ」に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた、就労・居住・居場所づくりなどの支援を行う。

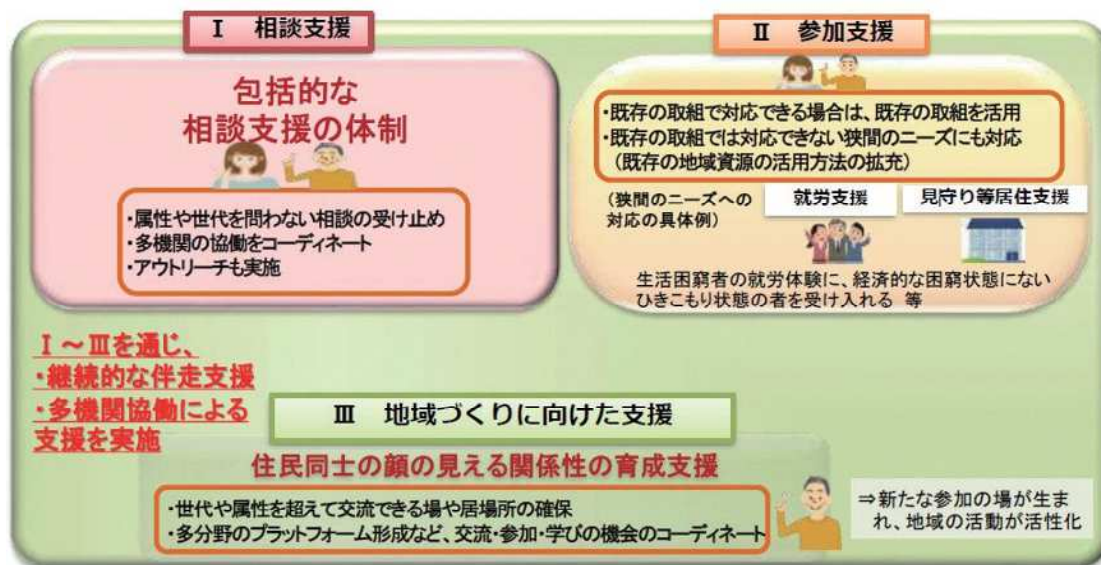
- ◆利用者のニーズや課題を踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- ◆マッチング後の利用者の定着支援と受け入れ先の支援を行う。

○地域づくり事業

地域での人と人のつながりを強化し、新たな社会資源の開拓・開発を促進するため、地域づくりの支援を行う。

- ◆世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- ◆交流・参加・学びの機会を生み出すため、個別の活動や人をコーディネート
- ◆福祉分野だけでなく、多様な地域づくりの担い手によるプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。

【参考】国の考える重層的支援体制整備事業の全体像



参照：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

第6章

計画の進捗状況の把握と評価

1

推進体制

計画の推進にあたり、本市の社会福祉に関する事項を調査・審議する機関である「社会福祉審議会（地域支援専門分科会）」において、本計画の進捗状況を把握し、評価を行います。

2

評価の考え方と指標

計画の評価にあたっては、「市民意識調査」などの指標を用いるとともに、各分野別計画における地域福祉に関連する指標を参考にします。

また、定量的な評価にとらわれず、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのかなど、直接的な成果として得られてきたものやその広がりや影響にも着目することとします。

指標	目標
【地域福祉に関する市民意識調査】 居住している地域で「支え合い」を感じている人の割合	令和元年度 感じる 16.0% どちらかといえば感じる 37.9% →合計 60%
【地域福祉に関する市民意識調査】 頼りたいときに頼れる人がいる人の割合	令和元年度：80.3% →85%
協議体（校区の作戦会議）に取り組んでいる校区の数（累計）	令和元年度：51 校区 →令和 7 年度：100 校区

地域福祉に関連する主な計画と指標

本計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を包含する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉・介護保険、障害者福祉、子ども・子育て、健康増進など関連する計画と調和を図り、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を図ります。

【関連する主な計画】

■いきいき長寿プラン（令和3～5年度）

（介護保険事業計画・老人福祉計画、オレンジプラン、成年後見制度利用促進計画）

●「高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり～人生100年時代の到来～」を基本目標に掲げ、高齢期に至っても、仕事や地域活動に取り組みながら健やかに過ごし、地域とのつながりを持ち、住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して暮らせるまちづくりを目指します。高齢者も、年齢だけで一律に支援を受ける側になるのではなく、できる範囲で社会の担い手・支える側になっていただくという視点で、高齢者施策の推進を定めた計画です。

●地域福祉の推進について、地域包括ケアシステムの構築に向けて連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【生きがい・社会参加・地域貢献の推進】 過去1年間に地域活動等に「参加したことがある」と答えた高齢者の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.4% →増加
【見守り合い・支え合いの地域づくり】 「何か困ったときに助け合える人」が近所にいる人の割合（一般高齢者）	令和元年度：30.3% →増加

■北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和4年度）

●障害のある人が地域で暮らし、地域の一員として自ら望む生活ができる共生社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための政策を総合的に推進する計画です。

障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、「障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念に掲げています。

●地域福祉の推進について、障害のある人も地域の一員として生活できる、共生社会のまちづくりに対応するための連携した取組みを行います。

■元気発進！子どもプラン（第3次計画 令和2～6年度）

●子どもの健全育成や子育て支援を推進するための総合計画です。子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩んでいけるよう、子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、「みんなの笑顔があふれるまち」の実現を目指します。

●子育ての第一義的責任は保護者にあるものの、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体（家庭、学校、企業、行政）が力を合わせて、子どもと子育て家庭を支えていく環境づくりに取り組みます。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
子育てを支えてくれる人がいる人の割合	令和元年度 就学前 97.1% 小学生 97.3% →増加 中高生 94.6%
子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	令和元年度 就学前 97.0% 小学生 97.4% →増加 中高生 95.5%

■第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（令和元～5年度）

●本市の教育振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、教育基本法に基づき策定した計画です。

自立し思いやりの心をもつ子ども、新たな価値創造に挑戦する子ども、本市に誇りをもつ子ども、という3つの具体的な目指す子どもの姿を掲げ、目標を共有し、一体となって取組みを推進します。

●地域福祉の推進について、子どもの教育を通じた地域の関わりなど連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
【全国学力・学習状況調査】 人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（社会貢献意識の向上）	(小学校6年生) 平成30年度 94.7% (全国 95.2%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 94.4% (全国 94.9%) →令和5年度 全国平均以上
【全国学力・学習状況調査】 地域の行事に参加するという児童生徒の割合（地域や社会への関心）	(小学校6年生) 平成30年度 64.4% (全国 62.7%) →令和5年度 全国平均以上 (中学校3年生) 平成30年度 44.1% (全国 45.6%) →令和5年度 全国平均以上

■北九州市生涯学習推進計画（令和 3 ～ 7 年度）

●市民一人ひとりの自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりを目指す計画です。

市民の学習活動を総合的に推進するため、「市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。」を目標に、学びを通じて地域課題に対する住民の関心を高めるとともに、住民同士の結びつきを強め、「住民主体のまちづくり」を推進します。

●地域福祉の推進について、市民の生涯学習の視点から地域課題に対応するための連携した取組みを行います。

＜地域福祉に関連する指標＞

指標	目標
「学習成果を地域活動やボランティア活動など社会に貢献したい」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：85.9% →令和 7 年度：95%
「地域活動のリーダーやボランティアが増加していると感じる」と回答した人の割合 《市政モニターアンケート》	令和元年度：30.6% →令和 7 年度：50%

■第二次北九州市健康づくり推進プラン（平成 30 ～令和 4 年度）

●次世代を担う子どもや若者をはじめとするすべての市民が、社会とのつながりの中で、健やかで心豊かに生活できる幸福な社会の実現を目指します。その実現にあたっては、超高齢社会に対応した持続可能な社会を確保できるよう、市民の健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めます。そのためには、地域、行政、企業などあらゆる主体が一体となって健康づくりに取組み、市民一人ひとりの自律的・主体的な健康づくり活動を支援する健康都市を目指します。

●地域福祉の推進について、子どもから高齢者まで健やかで心豊かに生活できる健康都市を目指して、地域、行政、企業など連携した取組みを行います。

＜地域福祉に関連する指標＞

指標	目標
この 1 年間地域活動・ボランティア活動へ参加した高齢者の割合	平成 28 年度 地域活動 31.8% →増加 ボランティア 8.8%
地域との交流を楽しんでいる者の割合（40 歳以上）	平成 28 年度 27.7% →令和 4 年度 51.0%

■北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次） （令和元年度～5年度）

- 自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 地域福祉の推進について、地域と連携したホームレスの自立支援など、地域の理解と協力を得ながらホームレスに関連する諸問題の解決に向けて連携した取組みを行います。

■北九州市安全・安心条例 第2次行動計画（アクションプラン） （令和2～6年度）

- 北九州市安全・安心条例の規定で「安全・安心なまちづくり」に関する施策を総合的、計画的かつ継続的に推進するための行動計画です。第2次行動計画では、「日本トップクラスの安全なまち」「誰もが安心を実感できるまち」を目指す姿として掲げ、「自転車盗・万引き行為防止対策の推進」「性暴力を根絶するための取組の推進」「犯罪をした者の立ち直り支援」の施策を新たに加えました。

さらに、息の長い社会復帰支援を推進し、生い立ちや年齢、障害などの有無にかかわらず、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

- 地域福祉の推進について、安全・安心なまちづくりを目指し、行政、市民、地域団体、事業者等が一体となり、総合的・継続的な取組みや再犯防止について連携した取組みを行います。

<地域福祉に関連する指標>

指標	目標
「安全だ（治安が良い）」と思っている市民の割合	平成30年度 85.2% →令和6年度 90%以上